

【EU】欧州政党及び欧州政治財団に関する規則の制定

主幹 海外立法情報調査室 芦田 淳

* 2025年11月、欧州レベルの政党（欧州政党）及び政治財団（欧州政治財団）を対象として、資金調達における透明性の向上、外国からの干渉の防止等を図る規則が制定された。

1 経緯及び概要

本稿では、「欧州政党及び欧州政治財団の規約及び資金調達に関する2025年11月26日の欧州議会及び理事会規則（EU, Euratom）2025/2445」¹（以下「2025年規則」）を取り上げる。同規則は、2014年に制定された同名の規則²（以下「2014年規則」）を廃止し、改めて関連規定を置くもので、2021年11月25日に欧州委員会が「民主主義の強化及び選挙の完全性」に関する立法パッケージの1つとして提出した規則案（COM(2021)734）が基になっている。なお、2024年の欧州議会選挙を念頭に提出された当該立法パッケージには、本稿で取り上げる規則のほか、政治広告の透明化及びターゲティングに関する立法提案³、欧州議会選挙及び地方選挙における自国民以外のEU市民の選挙権に関する2件の立法提案等が含まれていた⁴。

2025年規則は、全6部49か条附属書3部から成り、同年12月28日に施行された。その目的は、欧州政党（その定義は2(1)を参照。）等の財政上の安定性強化、資金調達における透明性向上、外国からの干渉のリスクへの対処などを目的としている。

2 2025年規則の主な内容

(1) 定義

欧州政党とは、政治的な目標を追求し、EU全体における当該目標の追求を目指し、かつ、2025年規則に従って、監督機関である欧州政党及び欧州政治財団庁（Authority for European political parties and foundations: APPF）により登録された政治同盟をいう（第2条。以下、本段落について同じ。）⁵。また、欧州政治財団とは、欧州政党と公式に連携し、2025年規則に従っ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

¹ Regulation (EU, Euratom) 2025/2445 of the European Parliament and of the Council of 26 November 2025 on the statute and funding of European political parties and European political foundations (recast), OJ L, 2025/2445, 8.12.2025. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2025/2445/oj>>

² Regulation (EU, Euratom) No 1141/2014 of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 on the statute and funding of European political parties and European political foundations, OJ L 317, 4.11.2014, pp.1-27. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2014/1141/oj>>

³ 当該提案は、「政治広告の透明化及びターゲティングに関する2024年3月13日の欧州議会及び理事会規則（EU）2024/900」として成立した。同規則の内容に関しては、南亮一「EUにおける政治広告透明化規則の制定」『外国の立法』No.301, 2024.9, pp.1-38. <<https://doi.org/10.11501/13736763>> を参照。

⁴ Council of the European Union, “European political parties and foundations: Council signs off new rules to improve transparency of funding and counter foreign interference,” 17.11.2025. <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/11/17/european-political-parties-and-foundations-council-signs-off-new-rules-to-improve-transparency-of-funding-and-counter-foreign-interference/>>

⁵ 2014年規則における定義も、EU全体における政治的な目標の追求という箇所がない程度で、大きくは変わらない。欧州政党は、2025年11月時点において、欧州人民党、欧州社会党など12団体が存在する。なお、欧州議会における会派（political group）と重複や類似点もあるが、同一ではない。Council of the EU and European Council, “Funding of European political parties and foundations,” 17.11.2025. <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/funding-of-european-political-parties-and-foundations/>> 欧州議会の会派に関しては、芦田淳「【EU】2024年欧州議会議員選挙の実施」『外国の立法』No.300-2, 2024.8, p.14. <<https://doi.org/10.11501/13729935>> 等を参照。

て APPF により登録された団体であって、その活動を通じて、EU が追求する目標及び基本的価値の範囲内で、次の任務の一つ以上を遂行することにより、連携する欧州政党の目標を支え、補完するものをいう。当該任務として挙げられているのは、①欧州の公共政策及び欧州統合プロセスに関する議論の観察、分析及び（それに対する）貢献、②欧州の公共政策に関連する活動（例えば、セミナー、研修、会議及び研究の組織及び支援）の展開、③民主主義の促進を目的とした（第三国を含む）協力関係の展開、④国内の政治財団、学者等が欧州レベルで共同作業を行う枠組みとして機能することの4点である⁶。

(2) 財政上の安定性に関する規定

2025 年規則は、欧州政党及び欧州政治財団（以下「欧州政党等」）に対して、EU の一般予算からの資金調達率の上限を年間支出の 95% に設定している（第 22 条）。この上限について、制定当初の 2014 年規則は 85% に設定しており（同規則第 17 条）、その後の改正によって、欧州政党は 90%、欧州政治財団は 95% と設定されていた⁷。また、自らの活動による財政収入について、欧州政党の場合は年間予算の 3%、欧州政治財団の場合は同じく 5% を超えてはならないとしている（第 25 条）。

(3) 寄附の透明性強化に関する規定

欧州政党等は、個人又は法人から、1 人当たり年間 18,000 ユーロ以下の寄附を受領することができる（第 25 条。以下、本段落について同じ。）。ただし、欧州政党等は、毎年、全ての寄附者及びその寄附額を記載した一覧を欧州議会の担当官に提出しなければならない。また、欧州議会選挙前の 6 か月間に受領した寄附については毎週、1 件当たり 12,000 ユーロを超える寄附については直ちに、書面で APPF に報告しなければならない。さらに、新たな規定として、年間 3,000 ユーロを超える寄附について、当該寄附を行った者を正確に（properly）特定するために必要な情報を取得し、APPF の要請に応じて送付することを義務付けている。

(4) 男女均衡（gender balance）の確保に関する規定

欧州政党等は、その規約において男女均衡に関する内部規定を置くこと（第 4 条、第 6 条）、欧州政党は、その欧州議会選挙候補者及び欧州議会議員における男女均衡に関する情報をウェブサイトで公開すること（第 5 条）、欧州政党等は、性的嫌がらせ及び性別に基づく差別を予防し、発見し、継続的に対処するための文書を策定すること（第 7 条）が義務付けられるなど、男女均衡の確保に向けた措置が新たに盛り込まれている。

(5) 外国からの干渉への対処に関する規定

2025 年規則は、EU 加盟国以外に本拠を有する組織が、「準加盟組織」として欧州政党等に加盟することを認める規定を新たに設けている。そこでは、当該組織が本拠を有する国について、EFTA（欧州自由貿易連合）加盟国、旧 EU 加盟国、EU 加盟候補国など一定の範囲の国に限定することにより、外国からの干渉のリスクを制限している（第 2 条）。また、APPF は、EU の基本的価値に対する明白かつ重大な違反を理由として、欧州政党等を登録簿（その登録については 2(1) を参照。）から削除することを決定する。決定は、欧州議会及び EU 理事会が当該決定の通知から 3 か月以内に異議を申し立てない限り、発効する（第 13 条）。

⁶ 欧州政治財団の定義についても、任務に関する例示が増えた程度で、2014 年規則から大きくは変わっていない。

⁷ この改正の理由として、欧州政党、特に小規模政党が 10% の支出を達成することの困難さが挙げられている（前文 (37)）。なお、2024 年において、欧州政党は EU 予算から 5000 万ユーロ、欧州政治財団は 2400 万ユーロを受領した。Council of the EU and European Council, *op. cit.* (6). 1 ユーロは、約 184 円（令和 8 年 3 月分報告省令レート）。